

# 福祉の窓

福祉サービス等のご案内

11月は

児童虐待防止推進月間です

『守ろうよ』

未来を見つめる

『小さなひとみ』

家庭児童相談室では、家族の方々に限らず、どなたからの相談にも応じています。

相談で知り得た個人の情報や秘密は固く守ることが義務づけられていますので、一人で悩まず、家族だけで悩まず、お気軽にご相談ください。

## 相談受付の内容

- ① 性格や生活習慣に関すること
- ② 知的能力、言語能力の発達や発達不良に関すること
- ③ 不登校、いじめ、長期欠席等学校生活に関すること
- ④ 非行に関すること
- ⑤ 親子関係、虐待、家庭内暴力等家族の人間関係に関すること
- ⑥ 養育にかかる経済的不安、

養育の態度や姿勢、地域の環境等に関すること

⑦ 知的障がい、肢体不自由等心身の機能に障がいをもつ

児童の養育に関すること

⑧ その他相談したいこと

## 相談の方法

▽電話による相談

3名の家庭児童相談員が対応しています。

▽来所による相談

相談室や相談コーナーが用意されています。

▽訪問による相談

家庭児童相談員が、家庭や学校等を訪問して相談に応じます。

※民生・児童委員、学校、幼稚園、保育所等を通しての相談も可能です。

※必要に応じ関係機関とも連携を図り、よりよい問題解決に向けて対処します。

## 相談窓口

家庭児童相談室(本庁1階子育て支援課内)

## 児童相談の対象年齢

家庭児童相談室への相談は、原則として18歳までの児童が対象となります。

早期発見、早期対応など地域ぐるみで虐待防止に努めましょう。

◎問い合わせ：

家庭児童相談室

☎(22)0783

## 「おもいやり駐車場利用制度」マナーを守ってご利用ください

「おもいやり駐車場」は、公共施設をはじめスーパーや病院などの協力を得て設置しているもので、障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な方々のための駐車スペースです。本当に必要な方がおもいやり駐車場を利用できるように必要としない方は一般の駐車場を利用されますようご協力をお願いします。



## おもいやり駐車場利用証は近隣の県でも使えます

おもいやり駐車場利用証は、隣県の山形・栃木・群馬の協

力施設でも利用できます。利用する際は、県内で利用する

時と同様に、必ず利用証を車内に掲示するようお願いいたします。



引き続き利用証の申請受付を行っています

## 対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者(要支援1以上)、難病患者、妊産婦、けが人で、県が定める交付基準に該当する方(詳しくはお問い合わせください)。

## 確認書類

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患治療研究事業認定証、母子健康手帳、診断書(けがの場合)

## 申請窓口

▽福島県(県庁保健福祉部高齢福祉課、県北保健福祉事

務所保健福祉課)

▽二本松市(福祉課、高齢福祉課、健康増進課、各支所市民福祉課、各住民センター)

◎問い合わせ：

県庁保健福祉部高齢福祉課

☎024(521)7197

県北保健福祉事務所保健福祉課

☎024(534)4156

## 肢体不自由者来所相談会

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談会が次の日程で開催されます。

開催日 11月13日(金)

受付時間 午後1時～3時

会場 県障がい者総合福祉センター(県庁東分庁舎)

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 開催日の7日前

申込方法 事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

または各支所市民福祉課